

2008/01/09

日本の所得再分配政策

～健康で文化的な最低限度の生活の保障～

17040214 中江 友香

2008/01/09

17040214 中江 友香

卒業論文 概要

所得再分配政策 ～健康で文化的な最低限度の生活の保障～

本論ではまず、最低限度の生活すら保障されない国民の現状に端を発し、この大きな原因である所得格差の拡大の要因を探った。その結果、日本の所得税制の格差是正に対する効果の弱さが格差拡大の最大の要因であると結論づけた。現在の税制は低所得者のほうが税の負担割合が大きくなっており、所得再分配機能が弱い。

そこで、現行の所得税控除に代わるものとして勤労所得税控除制度の導入を提言する。この税制は格差是正効果が高く、就労へのインセンティブが高い。このため、様々な税控除を行ったとしても控除額を上回る税金、労働によって生み出された価値による収益が見込める。

さらに、生活保護受給希望の受理が直接地方財政を圧迫する生活保護システムでは適切な業務を行うことが出来ないと考え、生活保護給付受理機関の非政府化、生活保護財源の変更を提言する。

これらの政策によって、セーフティーネットとしての生活保護制度が確立されることを望む。

目次

I	はじめに	1
II	現状分析	2
II-1	生活保護制度	3
II-2	生活保護制度の問題点	3
II-3	所得再分配の現状	4
II-3-1	所得再分配による所得分布の変化	4
II-3-2	日本の社会支出	5
II-3-3	税・社会保障が持つ所得再分配効果	6
II-3-4	日本の所得税	7
III	仮説の設定 ～所得税制見直しの必要性に関する先行研究の検討～	8
IV	仮説の立証	10
IV-1	税額控除と導入後のシミュレーション分析	10
IV-2	外国の税額控除	11
IV-3	所得税負担の割合を変化させた場合の検証	12
V	政策提言	13
V-1	勤労所得税控除の導入	13
V-2	生活保護給付受理機関の非政府化、生活保護財源の変更	14
VI	終わりに	15

参考文献・資料・URL

I はじめに

2007年、生活保護を受けることができずにお年寄りが亡くなる事件が報道された。北九州市で死後1ヶ月後に発見された男性の場合、ケースワーカーから職につくよう催促され、保護を辞退し、その後も働くことができず餓死してしまったと考えられている。

この事件は、憲法25条にある生存権の保障という観点から議論されている。憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、生活保護制度はまさしくこの憲法に基づく具体的な制度である。それゆえ、本来このセーフティーネットから零れ落ちる国民が出てしまうことは許されない。なぜならば生活保護制度が最後の生存権保障の砦であるために、ある国民にとってそこから漏れ落ちることは即、生存の危機に瀕することを意味し、国にとっては国家による生存権保障機能の破綻、ひいては憲法の不遵守を意味するからである。しかし、生活保護の国民への給付は難しい問題をはらんでいる。生活保護給付は年金などと異なり、その財源をすべて国の税金でまかなうものであるため、給付額の増減が国家財政に直接的な影響をおよぼす。さらに、保障を手厚くしすぎると国民のなかに積極的に生活保護を受けようとする人が増えてしまうかもしれないというリスクもある。実際に、生活保護の不正受給がしばしば問題になっていることからこのことを窺い知ることができる。このように考えてくるとわが国の社会保障制度は、その遵守が絶対的に国家に要請される憲法と、国家の財政状態あるいは国民のモラルなどの制度の円滑な施行を阻害するものとのジレンマの状態にあるということができそうである。

周知の通り、日本の国家財政は現在たいへん厳しい状態にある。それゆえ国の歳出のうち最も大きな割合を占める社会保障費に関して様々な議論がなされ、最近では消費税を増税してその財源を社会保障費にあてようする動きがみられる。しかし、増税に踏み切ってしまう前に現状の格差の内実についてよく見極める必要がある。その際に論点となるのは所得格差の拡大に関する真偽であり、またもし本当に格差が拡大しているのであればその拡大要因を特定し効果的な政策を提言する必要がある。一般に、社会保障や税制には所得再分配の機能を有し、格差縮小の効果が期待できるといわれる。そこで本論は、格差の是正機能を持つとされるこれらの制度について分析を進め、憲法によるところの重要な人権であり人間の尊厳に関わる生存権が、平等に国民に保障されるための政策の提言を目指す。

Ⅱ 現状分析

Ⅱ-1 生活保護制度

生活保護制度とは、最低限度の生活を保障するためのものである。定められた所得の基準額を満たさない人に対して、その基準額と所得の差が支給される。資産や能力をすべて活用した上でも生活に困窮している人を対象とし、生活保護を受給するためには資産や就労能力の有無が審査される。生活保護の財源は国が4分の3、地方が4分の1を負担することになっている。

では実際どれくらいの人々が生活保護給付を受けているのか。

以下に示すグラフの推移を見ると、年々被保護世帯数・人員が増えていることがわかる。平成17年度所得再分配調査によると、この増加の要因は高齢者の被保護世帯の増加であると分析されている。平成17年度社会保障給付費は879,150億円であり、前年度に比べて19,441億円の増加となっている。被保護世帯数・人員が増加するのに伴って、年々社会保障費・生活保護費も増加している。

図表 Ⅱ - 1 生活保護世帯数・保護人員の推移

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
被保護世帯数					
年度合計	9,662,022	10,451,173	11,295,238	11,986,644	12,498,099
被保護人員					
年度合計	13,777,056	14,912,681	16,131,921	17,080,661	17,710,054
保護率(人口千対)	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6
総人口(千人)	127,291	127,435	127,619	127,687	127,768

(出所) 厚生労働省大臣官房統計情報部 社会福祉行政業務報告

Ⅱ - 2 生活保護制度の問題点

生活保護制度には様々な問題点がある。一点目に生活保護制度は年金などと異なり、保険料ではなく税金でまかなわれていることである。そのため税収が増えない限り、制度や生活保護給付を充実させることができない一方、充実させすぎてしまうと就労意欲を失わせてしまう可能性がある。

二点目に制度運用の資金面での厳しさがあげられる。そのため保護を申請してもなかなか給付を受けることができない。会計検査院が2006年10月にまとめた生活保護調査において、どれくらいの人々が生活保護を申請しているかが調査されている。2004年、受け付けた相談件数に対する申請件数の割合は、全国平均で30.6%となり、約7割の人々が相談だけで門前払いされた形であることが明らかにされた。このことから推察されるように潜在的に生活保護を必要としている人がたくさん存在する可能性は非常に高い。

冒頭でも述べたとおり、生活保護制度は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためのセーフティーネットである。それゆえ上記の二つの問題点に対して何らかの改善策を探り、網の目を極力小さくする努力をする必要がある。しかし、この制度は制度それ自体としては一つの限界に直面しているように思われる。そのように言うのは、現在の日本の国家財政の状態を鑑みてのことである。それゆえ、生存権の保障を現在よりも確かなものにするための一つ的手段としてわが国におけるその他の国家制度にも同時に着目することが妥当であると考えられる。そこで重要な鍵となるのが高所得者から低所得者への所得の再分配機能を持つとされる税制である。それゆえここではひとまず税制と併せて生活保護以外の社会保障制度が持つ所得再分配機能について詳しく検証する。

Ⅱ - 3 所得再分配の現状

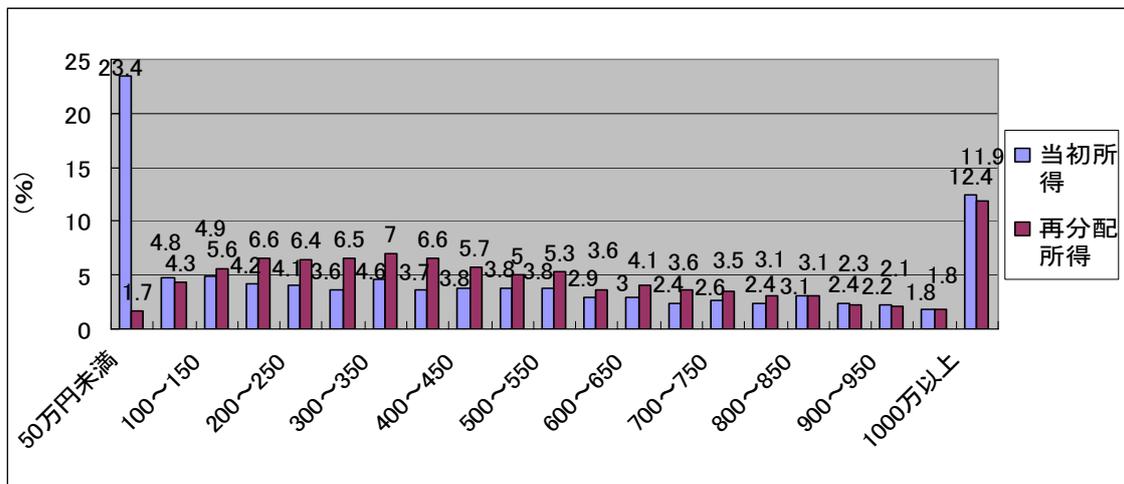
Ⅱ - 3 - 1 所得再分配による所得分布の変化

所得再分配の現状を分析するにあたって、平成 17 年度所得再分配調査を用いる。所得再分配調査は、厚生労働省によって 3 年おきに実施され、社会保障制度における給付と負担及び租税制度における負担が所得分配にどのような影響を与えるのかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況や影響度を調査するものである。

図表Ⅱ - 2 を見ると、50 万円未満の世帯数が大幅に減少し、当初の分布より中央に分布していることが分かる。これは再分配によって格差が縮小したことを示している。所得再分配調査では、格差の指標としてジニ係数を用いている。ジニ係数を用いることによってどれくらい格差が縮小したのか具体的に示すことができる。当初所得のジニ係数 0.5263 に対して、再分配所得のジニ係数は 0.3873 となっており、所得再分配によって所得の均等化がなされている。

ジニ係数がどれだけ改善されたかを見るジニ係数の改善度は 26.4% となっており、過去最高の値を記録している。ジニ係数の改善度のうち社会保障によるものを取り出したところ 24.0%、税によるものは 3.2% となっており、税による改善度が極端に少ないことがわかる。

図表Ⅱ - 2 所得再分配による所得階級別の世帯分布の変化



(出所) 平成 17 年度所得再分配調査

ジニ係数の改善度は以下のように求める。

$$\text{ジニ係数の改善度 (\%)} = \frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$$

ここで留意しておきたいのは、ジニ係数の改善度のうちの社会保障によるものは、高齢化による年金給付が増えていることが大いに関係することである。このため必然的にジニ係数の改善度がよくなると考えられ、貧困の人々の格差が縮小しているかは疑問である。

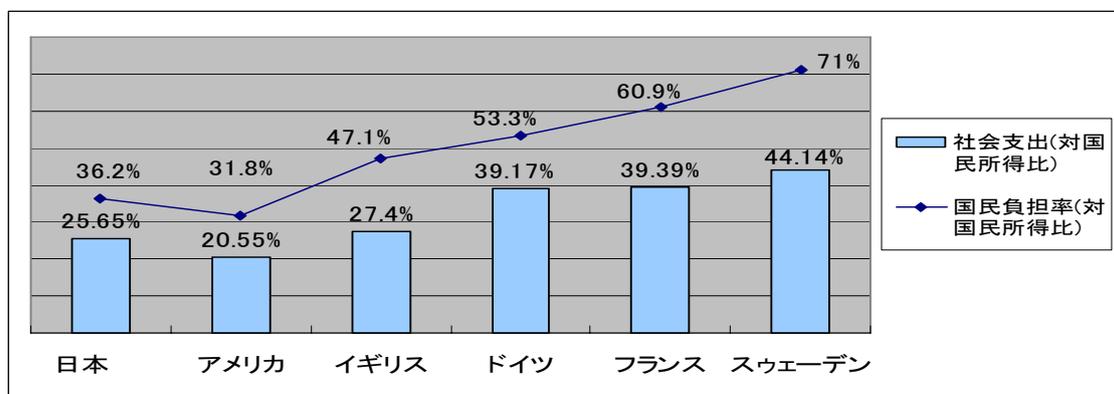
II - 3 - 2 日本の社会支出

前節では所得再分配の現状について見てきたが、この節では国がどれだけ格差問題に対して対策を講じているかを社会支出から検討する。

日本の社会支出は2003年で91.9兆円、政策分野別に見ると高齢に対するものが最も割合が多く、42.9兆円となっている。しかしその中で生活保護にあてられるものはわずか9.7兆円である。政策分野別での社会支出対国民所得比の国際比較を見ると、日本が生活保護にあてている割合は0.27%となっており、主要国の中で最も低い割合となっている。経済格差が広がる中、この程度の支出が妥当であるのかを判断するために、社会支出について国際的に比較する。

OECDは社会保障費についてOECD基準で社会支出の国際比較を行っている。これを見ると日本はヨーロッパ諸国に比べ、社会保障費を負担していないことが分かる。さらに、国民負担率も低い値を示している。

図表 II - 3 社会保障に対する社会支出の国際比較



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 平成17年度社会保障給付費

図表Ⅱ - 3 に加え、ジニ係数の国際比較を行ってみると、ジニ係数の値は低いほうからスウェーデン(0.243)、フランス(0.273)、ドイツ(0.277)、日本(0.314)、イギリス(0.326)、アメリカ(0.357)となっており、社会保障に対する社会支出が多いほど格差は縮小することがわかる。この国際比較から日本の社会支出は国際的に低い水準にあり、格差を縮小させるためには更なる支出が必要であると結論づける。

Ⅱ - 3 - 3 税・社会保障が持つ所得再分配効果

社会支出を増やせば格差は縮小されることは示されたが、日本は多くの国債を抱えており、現実的にはそう簡単に社会支出を増やすことはできない。そこで税や社会保障の所得再分配機能に着目する。所得再分配機能は、所得の多い人から少ない人へと所得を移転させることで格差を縮小させ、社会厚生を上昇させることができる機能である。以下のグラフは税制と社会保障制度の再分配効果を各国のジニ係数で比較したものである。税・社会保障前は当初所得を表しており、税・社会保障後は年金給付や所得税による再分配がなされた後のジニ係数である。

図表Ⅱ - 4 再分配による各国ジニ係数(%)の比較

	日本	アメリカ	イタリア	ドイツ	ベルギー	スウェーデン
税・社会保障前	34.0	45.5	51.0	43.6	52.7	48.7
税・社会保障後	26.5	34.4	34.5	28.2	27.2	23.0
再分配比率	-22.1	-24.4	-32.4	-35.3	-48.4	-52.8

$$\text{再分配比率 (\%)} = \frac{\text{税・社会保障後}}{\text{税・社会保障前} - 1} \quad (\text{出所}) \quad \text{日本が生まれ変わる税制改革(2003)}$$

上のグラフを見ると、税・社会保障前では他国と比べてジニ係数の値は最も低い値となっているのにもかかわらず、再分配比率は6か国中最も低い値となっている。この結果は日本の税制と社会保障制度による再分配機能が弱いため、格差是正の効果が弱いことを意味する。

Ⅱ - 3 - 4 日本の所得税

前節では日本において所得税による再分配効果が極端に弱いことを示した。所得税は所得に応じて負担割合が決定される累進課税であるにも関わらず、なぜ再分配効果が弱くなっているのか、その原因をここで明らかにする。

所得税には個人所得税・法人税があるが、本論では個人間の格差問題について扱っているため、個人所得税のみに焦点を当てる。平成 19 年度予算において、所得税は国家の税収の 58.2%を占め、そのうち個人所得税は 30.5%を占める。

近年では所得税に関して、課税対象となる最低限所得額の引き上げや、課税対象の適用の拡大を行ってきた。その結果、現行の所得税は低所得者に比べて高所得者の税負担が相対的に少なくなるという構造が浮き彫りになっている。

以下のグラフは家計調査の 10 分類に基づき、下位の 10%の人々と上位の 10%の人々の税負担等を実収入に占める税負担率と比較したものである。1994 年からその推移を見ると一貫してその値は低下している。この結果から分かることは、税は低所得層の負担が大きくなってきており、格差是正の機能が明らかに弱いということである。

図表Ⅱ - 5 実収入に占める税負担比率

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
下位 10% (X)	6.2	6.3	6.2	6.8	6.7	7.1	7.3	6.8	6.8
上位 10% (Y)	16.1	14.6	14.7	15.9	15.3	14.5	13.9	13.9	14.2
税負担比率(Y/X)	2.6	2.3	2.4	2.3	2.3	2.0	1.9	2.0	2.1

(出所) 総務省 家計調査年報

Ⅲ 仮説の設定

～所得税制見直しの必要性に関する先行研究の検討～

前章では、日本の所得格差の現状及び所得再分配の状況について述べた。日本の社会保障に対する社会支出は、先進国の中でも少ない値を示している。さらに所得再分配に関しては、所得税制による再分配効果が極端に弱く、現状では所得の少ない人ほどより負担が大きいという構造があることがわかった。

そこで、所得格差を是正するためには所得税制の見直しが重要であり、より格差是正効果の高い税を採用することによって、格差の是正や生活保護の充実が図れるのではないかと仮説を設定する。

仮説に基づき、所得税制見直しの必要性に関しての先行研究を検討する。

橘木(1998)は所得の課税前所得に関して、所得がどのような構成要素から成り立っているかに注目し、どの構成要素が所得分配の不平等に寄与しているのかを Shorrocks 分解を用いて分析している。分析結果、課税前の所得源泉で賃金所得が約 95%と最も大きい寄与度を示しており、不平等に最も寄与しているとしている。次に大きい寄与度を示す財産所得及び自営業所得は 40%の寄与度であるが、そのシェアは約 17%である。これは一部の人が巨額の財産所得を得ていることを示しており、総所得の不平等に寄与していると結論づける。さらに近年の日本は所得税の累進度の緩和、消費税の導入、貯蓄優遇制度の廃止により再分配効果が弱体化しており、所得税の徴収に関して相当な不公平があると指摘する。

著者は政策として、累進消費税(累進付加価値税)を提言している。間接税は直接税よりも脱税率が低いこと、経済効率に関して言えば間接税に優位性があることから、間接税を用いた税制がよいと判断する。さらに累進消費税(累進付加価値税)を財源とした、税と社会保障制度の統合を提言している。社会保険料の徴収を税で行い、社会保障給付もそれを財源とするものである。人間として最低水準の保障をするための財源としては税収を充当するほうが単純明快であり、すべての国民に一定水準の給付を行うため、最低生活水準以下の貧困者を生み出さない制度が基本になり、社会保障制度の最大の存在意義に合致する。税の徴収コストも大幅に削減でき、その節約分を給付額の増加に転換できると指摘する。

田近・小塩は日本の所得再分配（2006）において、税制を通じた所得再分配について分析している。2001年の「国民生活基礎調査所得票・世帯票」の個票データを用いて所得控除による税負担軽減効果とそれによる課税ベース侵食の実態について、マイクロシミュレーションを用いて分析している。

各個人の給与収入・公的年金収入・事業収入から、給与所得控除と公的年金控除、青色申告控除を控除し、給与所得と年金所得、事業所得を計算する。さらに各種所得を合計して合計所得を求め、人的控除や社会保険料控除を控除し、課税所得を計算する。そして計算された課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用し、所得税・住民税を計算する。この所得税・住民税と、社会保険料の支払額を用いてすべての世帯の等価可処分所得を以下の式で求める。

$$\text{等価可処分所得} = \text{世帯 可処分所得} \sqrt{\text{世帯人員数}}$$

この分析で、平均して約6割の所得が控除によって課税ベースから除外されていることが示されている。しかしながら所得控除は所得をこえて適用されることはないため、低所得世帯においては所得控除を使い切れていないと指摘する。また、日本で負担が大きいのは税ではなく、社会保険料であると示す。田近・小塩は政策として、欧米の税額控除を例にあげ、所得控除ではなく税額控除を用いた所得再分配政策を提言する。

IV 仮説の立証

前章では現行の所得税ではなく、格差是正効果の高い税を採用することによって、日本の格差は縮小していくという仮説を立てた。以下からは先行研究にあった税額控除、また所得税の累進度を変えることが格差縮小に貢献するのかを検証する。

IV - 1 税額控除と導入後のシミュレーション分析

欧米で導入されているものに還付可能な税額控除制度がある。還付される税額控除は所得を課税対象とする所得控除と異なり、その人の生活状況に応じて税額控除がなされる。たとえば子供を持つ世帯と持たない世帯とでは、同じ所得であっても消費が違ってくる。所得控除では所得に応じた税を負担しなければならないため、どちらの世帯も同じだけ税を負担しなければならないが、税額控除では子供がいる分税額が控除される。よって子供がいない人からいる人へと所得分配がなされる。税制によって低所得者への所得再分配が可能になるのである。また、控除を受けられる所得には制限を設けているため、控除の税負担軽減効果が所得の高い階級に大きく及ぶといった性質がない。そのため低所得者への経済的支援を効果的に実施できる。

所得控除は所得を上回るような低所得者に対して控除拡張の効果が及ばない一方、税額控除は所得再分配効果が期待できることを示した。以下からはシミュレーション分析を用いて、所得控除の一部を税額控除にすることで所得再分配が可能になるかを検証する。

分析では基礎控除、配偶者特別控除、扶養控除を廃止し、最もシンプルなケースを想定する。そしてこれらの控除を廃止することによって得られた税収を全員に対して一律の税額控除で分配する。

分析結果、一人当たり 7.4 万円の税額控除が可能になる。表によるとこうした改革によって、所得控除率が平均で 20% 近く縮小し、課税ベースが大きく拡大する。税負担率は所得の多い人は大きく、所得の少ない人は小さくなっており、所得再分配の観点からみれば理想的に負担に対して累進性をもたせることが出来る。

図表IV - 1 税額控除による税制改革効果

階級	定率減税廃止後税制(A)			控除廃止と税額控除導入(B)			税制改革効果(B)-(A)		
	所得控除率	税負担額(万)	税負担率	所得控除率	税負担額(万)	税負担率	所得控除率	税負担額(万)	税負担率
I	1	0	0	0.9	-14.1	-0.234	-0.1	-14.1	-0.234
II	0.987	0.4	0.002	0.713	-10.3	-0.058	-0.272	-10.7	-0.06
III	0.939	2.8	0.01	0.58	-2.8	-0.01	-0.359	-5.7	-0.021
IV	0.866	7.7	0.022	0.526	4.9	0.014	-0.341	-2.8	-0.008
V	0.794	14.2	0.032	0.49	13.5	0.031	-0.305	-0.7	-0.002
VI	0.731	22.4	0.042	0.465	24	0.045	-0.266	1.5	0.003
VII	0.668	35.3	0.054	0.44	39.9	0.061	-0.228	4.6	0.007
VIII	0.608	51.9	0.067	0.42	58.5	0.076	-0.188	6.6	0.009
IX	0.538	82.9	0.086	0.391	91.3	0.095	-0.147	8.4	0.009
X	0.377	258.3	0.164	0.296	271.1	0.172	-0.081	12.8	0.008
平均	0.613	47.6	0.082	0.421	47.6	0.082	-0.192	0	0

(出所) 日本の所得分配(2006)

IV - 2 外国の税額控除

アメリカでは勤労所得税控除と児童税額控除が用いられている。これらの主な政策目的は二点ある。税額控除の対象を子供のいる貧困世帯に限定し、集中的に所得分配を行うことで経済支援を行うこと、就労所得のない世帯を控除の対象から外すことによって、就労のインセンティブを高めることである。勤労所得税控除は、勤労所得と世帯の子供の数によって税控除額が変わってくる。さらに子供を2人以上持つ世帯には控除が大きく拡張されており、子供を持つ貧困世帯への所得再分配が可能になっている。児童税額控除は基本的に、子供を持つ世帯に対して1人当たり1,000ドルの税額控除が適用される。しかし、税額控除額が所得税額を上回る所得世帯への還付と、富裕層への控除適用に制限を持たせている。還付の対象世帯は勤労収入が11,000ドル以上の世帯に限定し、還付の限度額は11,000ドルを超える額の15%としている。アメリカは労働をしている低所得者に対して税額控除を用いており、就労意欲を損ねないような税額控除を採用している。

IV - 3 所得税負担の割合を変化させた場合の検証

平成 14 年度の所得再分配得を用いて、総世帯の税、社会保険料の負担を変化させると等価可処分所得のジニ係数はどのように変化するのかを試算する。現行の所得税は所得再分配効果がないため、所得十分位をもとに負担割合を変化させて検証する。

十分位の中でも第五位を基準に倍率をかけていく。低所得者には低倍率を、高所得者には高倍率をかける。こうするとジニ係数は 0.318 から、0.243 に変化する。

図表IV - 2 階級別負担割合の例

十分位階級	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
負担倍率	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5

(出所) 経済格差の研究(2003)

さらに、負担に加えて低所得者には累進的な給付を与えると、ジニ係数はスウェーデンより低い 0.225 にすることができる。低所得者への負担を軽減させるだけではなく、手当てを給付することが経済格差の縮小にとって望ましいことがわかる。

V 政策提言

ここでは、本論の主要な目的である経済格差の是正の手段を、主にこれまでの章で検討した税制改革の観点から提言する。

V - 1 勤労所得税控除の導入

日本の所得税は近年その累進度が徐々に緩和されてきており、それに伴って所得税による所得再分配の効果も弱まりつつある。また、ある基準以下の低所得者は所得控除を利用しきれないことから当該の低所得者および高所得者のいずれの側について見ても何らかの経済的ゆがみが両者に作用しており、その結果、所得控除によっては格差が縮小することがないことは第三章で述べたとおりである。そこで、所得控除に代わるものとして各個人の所得により実質的に対応することが可能な税額控除制度を導入することを提言したい。その一つとして、アメリカで実際に用いられているものに勤労所得税控除(EITC)がある。

勤労所得税控除は現行の制度である所得控除とは異なり、働き、一定の収入を得ていれば所得控除が適用される。そのため、正規雇用へのインセンティブを持たせることができると同時に所得分配が可能になる。さらには正規雇用者が増加することによって、様々な税控除を行ったとしても控除額を上回る税収、労働によって生み出された価値による収益が見込める。

税額控除を導入すれば、子供を持たない世帯から子供を持つ世帯へと再分配が行われる。育児に対する金銭的な負担が減少するため、低所得者でも子供を産む選択をすることが可能になる。現行の制度では子供の人数に応じて一定の金額しか給付されないが、世帯の所得水準に応じた給付がなされることにより、不平等の解消につながっていく。格差の是正が可能になると同時に少子化の進行に歯止めをかけることができる。

しかし、以上で述べた税額控除は就労していない人、ある一定の所得に達していない人には適用されないことに問題点がある。就労能力がない人、一定の所得に満たない人に対してどのような政策を行っていくのかを検討しなければならない。さらに、どれくらいの給付を行えば最低限度の生活の保障になるのかなど、様々な基準を決定するのはとても難しいことである。

V - 2 生活保護給付受理機関の非政府化、生活保護財源の変更

II - 2 において、生活保護の申請件数に対して実際給付を受けることができたのは約 3 割であることを述べた。この割合が示唆することは、生活保護を必要としているのに給付を受けられない、話すら聞いてもらえないという事例の可能性である。北九州市において餓死してしまったお年寄りのケースは、無理矢理保護を辞退させた結果、受給希望者の死という最悪の事態を引き起こしたものであるが、このような事例が過去・現在・未来のいずれにおいても他に存在しないという保証はどこにもない。

しかし、生活保護の申請を受理する側はこれ以上生活保護受給者を増やすことが出来ないのが現実である。生活保護財源の負担割合は国と地方両方の財源でまかなうため、申請を受理すればするほど両者の財政は圧迫され、予算内での資金運用が困難になってしまう。そのため適切な対応をせずに生活保護受給希望者を門前払いするという対応になってしまうのである。

ところで、生活保護制度の直接の窓口となるのは地方公共団体の福祉事務所である。生活保護受給希望の受理が直接地方財政を圧迫するのでは、業務の適切性が維持されない可能性が高い。そのため、生活保護の申請から受理までの一連の業務を政府から独立した機関に委託する。また生活保護の財源のうち、地方の負担をなくし、すべて国が負担する。そうすることによって初めて、生活保護制度は国民に開かれたセーフティーネットの役割を果たすことが出来る。

VI 終わりに

本論ではまず、最低限度の生活すら保障されない国民の現状に端を発し、この大きな原因である所得格差の拡大の要因を探った。その結果、日本の所得税制の格差是正に対する効果の弱さが格差拡大の最大の要因であると結論づけた。現在の税制は低所得者のほうが税の負担割合が大きく、所得再分配機能が弱い。そこで、格差是正効果の高い勤労所得税控除制度の導入を提言した。欧米で既に導入されている税額控除制度は、所得が控除額よりも少ない人に対して控除の余剰分を還付するという特徴を持つことから、現行の所得控除より高い所得再分配効果が見込まれる。日本においてもこの制度を導入することによって、格差の縮小が期待できる。

現代日本における超高齢社会への移行はより一層の社会保障費を要請し、その費用は今後大いに国家財政を圧迫することが予想される。これに加えて、これから社会の中核となるべき世代にニート・フリーターの数が目立ちだしており、このことによって将来の税収の見込みは大幅に減じざるを得ない。そこで現在、消費税率を上げようとする議論がなされているが、消費税は累進性を持たないために不平等を拡大する税である。格差が社会問題になっている現在、さらに格差を拡大させる税を徴収しようとするのは本末転倒である。その前に所得再分配の機能が弱い所得税制を見直し、改正していくことが必要なのではないだろうか。

この研究を通して、日本には豊かな生活をしている人がいる一方で、食べることもままならない人々がいることを痛感した。生活保護制度は国民の生活にとって最後のセーフティーネットの役割を持つが、多くの人は無関係であると思ってしまうがちである。そのため中所得層、高所得層の人々の中には自らの所得が税として徴収され、低所得層に分配されることに対して不満を抱く人もいるかもしれない。しかし低所得層の人々の中には、そのお金でやっと食事ができるという人が存在する。格差問題はもはや生死に関わる問題となっているのだ。政府は格差問題が深刻であることを認識し、税の用途について慎重に検討するとともに、国民は日本の現状に目をむけ、更なる税負担を覚悟することが必要なのではないだろうか。

参考文献・資料・URL

- 石川経夫(1994)『日本の所得と富の分配』 東京大学出版会
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差 ―所得と資産から考える―』 岩波新書
- 宮島洋+連合総合生活開発研究所(2002)『日本の所得分配と格差』 東洋経済新報社
- 貝塚啓明、財務省財務総合政策研究所(2003)
『経済格差の研究 日本の経済構造を読み解く』 中央経済社
- 森信茂樹(2003)『日本が生まれ変わる税制改革』 中央公論新社
- 井堀利宏(2005)『ゼミナール 公共経済学入門』 日本経済新聞社
- 小塩隆士、田近栄治、府川哲夫(2006)
『日本の所得分配 格差拡大と政府の役割』 東京大学出版会
- 牛丸聡 「社会保障のガバナンス」 季刊・社会保障研究(2005) Vol.41 No.3
- 小塩隆士 「格差拡大にどう立ち向かうか」 経済セミナー 2006年10月号
- 厚生労働省 「平成17年度 所得再分配調査」
- 国立社会保障・人口問題研究所 「平成17年度 社会保障給付費」
- 総務省 「平成17年度 家計調査年報」
- 朝日新聞 「2007年8月28日 朝刊25頁」
- 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/>
- 総務省統計局 HP <http://www.mof.go.jp/>
- 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/index.html>